

埼玉県緊急輸送道路閉塞建築物等耐震化促進協議会設置要綱

(名称)

第1条 この会は埼玉県緊急輸送道路閉塞建築物等耐震化促進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 首都圏や東海地方に今後想定される大規模地震時の緊急物資の輸送や緊急車両の通行のために必要な広域的な緊急輸送道路の機能を確保する必要がある。本協議会は、建築物耐震化を所管する行政庁が当該道路沿道にある建築物等の耐震化対策を協議するため設置する。

(構成員)

第3条 協議会は、別表第1に掲げる者（以下「会員」という。）をもって構成する。

(協議事項)

第4条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 緊急輸送道路閉塞建築物耐震化の促進策の検討
- (2) その他必要と認められる事項

(運営)

第5条 協議会に座長を置き、座長は埼玉県都市整備部副部長があたる。

2 協議会は、座長が招集し、主催する。

3 座長は、協議会を総括し、代表する。

4 座長は、協議会の実施事項に関係ある者について出席を求めることができる。

5 協議会における作業を補佐し、整理するために作業部会を設置する。

6 作業部会は、別表第2に掲げる者（以下「部会員」という。）をもって構成する。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は埼玉県都市整備部建築安全課内に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成23年10月28日から施行する。

この要綱は、平成24年5月31日から施行する。

この要綱は、平成26年4月14日から施行する。

別表第 1

役職	所属	職名
座長	埼玉県都市整備部	副部長
会員	さいたま市建設局建築部建築総務課	課長の職にあるもの
会員	川越市都市計画部建築指導課	
会員	熊谷市都市整備部建築審査課	
会員	川口市都市計画部建築審査課	
会員	所沢市街づくり計画部建築指導課	
会員	春日部市都市整備部建築課	
会員	狭山市建設部建築審査課	
会員	上尾市都市整備部建築安全課	
会員	草加市都市整備部建築指導課	
会員	越谷市都市整備部建築住宅課	
会員	新座市都市整備部建築開発課	
会員	久喜市建設部建築審査課	
会員	埼玉県都市整備部建築安全課	

別表第 2

役職	所属	職名
部会長	埼玉県都市整備部建築安全課	副課長
部会員	さいたま市建設局建築部建築総務課	耐震対策担当の主幹級相当職に該当するもの
部会員	川越市都市計画部建築指導課	
部会員	熊谷市都市整備部建築審査課	
部会員	川口市都市計画部建築審査課	
部会員	所沢市街づくり計画部建築指導課	
部会員	春日部市都市整備部建築課	
部会員	狭山市建設部建築審査課	
部会員	上尾市都市整備部建築安全課	
部会員	草加市都市整備部建築指導課	
部会員	越谷市都市整備部建築住宅課	
部会員	新座市都市整備部建築開発課	
部会員	久喜市建設部建築審査課	
部会員	埼玉県都市整備部建築安全課	